



みんなでささえる介護保険

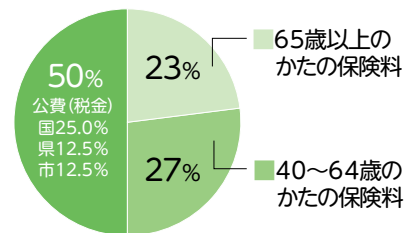
皆さんの保険料は貴重な財源です

介護保険制度とは

高齢者の介護を社会全体で支えるためのしくみで、運営主体(保険者)は白岡市です。

65歳以上のかたの令和6年度介護保険料

4月1日現在の世帯の市民税課税状況や本人の所得などに応じて決定し、7月中旬に納付通知書などでお知らせします。



▲介護保険の財源の内訳

所得段階	市民税課税状況	対象者(前年の所得状況など)	保険料調整率	保険料(年額)
第1段階	世帯非課税	●生活保護受給者 ●合計所得金額※1と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.285	18,700円
第2段階	本人非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	0.485	31,900円
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	0.685	45,100円
第4段階	世帯課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.90	59,300円
第5段階	本人非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	基準額※2	65,800円
第6段階	本人課税	合計所得金額が120万円未満	1.20	79,000円
第7段階		合計所得金額が120万円以上165万円未満	1.35	88,900円
第8段階		合計所得金額が165万円以上210万円未満	1.40	92,200円
第9段階		合計所得金額が210万円以上265万円未満	1.60	105,400円
第10段階		合計所得金額が265万円以上320万円未満	1.65	108,700円
第11段階		合計所得金額が320万円以上360万円未満	1.75	115,300円
第12段階		合計所得金額が360万円以上400万円未満	1.80	118,600円
第13段階		合計所得金額が400万円以上450万円未満	1.85	121,900円
第14段階		合計所得金額が450万円以上500万円未満	1.90	125,100円
第15段階		合計所得金額が500万円以上550万円未満	2.10	138,300円
第16段階		合計所得金額が550万円以上600万円未満	2.20	144,900円
第17段階		合計所得金額が600万円以上	2.30	151,500円

※1: 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階は、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用い、合計所得金額に給与所得が含まれる場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却などに係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

※2: 月額基準額5,491円×12か月(100円未満切り捨て)

介護保険料の納め方

納め方	対象者	納期
年金天引き (特別徴収)	●老齢基礎年金などの受給額が、年額18万円以上のかた	年金の支払い日(年6回・偶数月) ※4・6月は前年度2か月分の保険額で算定します。
納付書または口座振替 (普通徴収)	●老齢基礎年金などの受給額が年額18万円未満のかた(未受給のかたも含む) ●年度途中で年金受給者になったかた ●年度途中で65歳になったかた ●年度途中で他市区町村から転入されたかた	7月～翌年2月の月末(年8回) ※12月のみ25日 ※納期限が土・日曜日、祝日の場合は、翌営業日

保険料の納付は、口座振替が便利です (ペイジー口座振替受付サービス)

申込み

高齢介護課窓口でキャッシュカードと運転免許証、健康保険証などの本人確認ができるものをお持ちください。

取扱金融機関

埼玉りそな銀行、りそな銀行、三井住友銀行、足利銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、中央労働金庫、三菱UFJ銀行、ゆうちょ銀行

納期限内の納付をお願いします

1年以上滞ると

介護サービス費用は、全額自己負担となります。

1年6か月以上滞納すると

保険給付費が差し止められ、差し止められた保険給付費から滞納分の保険料が差し引かれます。

2年以上滞納すると

保険料を、遡って納められなくなり、サービス費用の自己負担が引き上がります。また、一定の負担額を超えた場合の払い戻しが受けられなくなります。